

★ 新基準の第一種原動機付自転車について

概 要

道路交通法施行規則等の一部改正に伴い、令和7年4月から原付の車両区分に、新基準原付が加わります。

理由は、令和7年11月から始まる新たな排ガス規制により、現行の50cc以下の排気量の原付の生産の継続が困難になるためです。

これにより、最高出力を現行の原付と同等レベルに制御した
総排気量125cc以下、最高出力4.0キロワット以下
の新基準原付が、販売されることになります。

なお、**新基準原付は、道交法上は一般原付に該当することから、現行の一般原付と同じ法の規定がそのまま適用**されます。
(※二人乗り禁止、二段階右折、法定速度は時速30キロメートルなど)

留意事項

今回の改正は、原付の区分に新基準原付が追加されたものであり、免許制度に変更はありません。**よって、新基準原付は、従来の原付免許で乗れますが、最高出力が4.0キロワットを超える総排気量50cc超125cc以下の二輪車は、引き続き普通自動二輪車に該当するため、これを運転するには普通自動二輪免許(小型限定を含む。)が必要となるので留意してください。**なお、現行の50cc原付バイクは、引き続き乗り続けることも可能です。



法改正前から販売されている、従来の125cc原付バイク(最高出力の制御がない)が原付免許で乗れるようになったわけではないので注意しましょう！